

(地 I 155)

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所の専属薬剤師の設置義務について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療法上、病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所は、専属薬剤師を置かなければならないと定められておりますが、他方、「ただし書き」において「病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りではない。」とされております。

「ただし書き」は、旧厚生省健康政策局総務課編「医療法・医師法（歯科医師法）解」によれば、「病院等の診療科目によっては、投薬の機会が比較的少なく、又調剤の内容がきわめて単純なものも多いことから、例外として、都道府県知事の許可を受けた場合に専属の薬剤師を置かなくてよいとしている。例えば、耳鼻いんこう科、眼科、又は整形外科等の単科の病院等がこれに該当する場合があると考えられる。」、「この許可を与えるに当たっては、当該病院等における調剤数やその標榜する診療科名等を考慮し、総合的に判断することが必要である。」と説明されております。

本規定は診療所取締規則（昭和 8 年制定）より存在しますが、在宅医療を中心に行っていて調剤数が少ない場合などでは、「ただし書き」の専属薬剤師設置免除の許可制度の活用も考えられるものと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、必要に応じて貴都道府県と連携していただくとともに、貴会管下関係医療機関への本規定の周知方につき、ご高配賜りますようお願いいたします。

〈 参 考 〉

医療法第十八条

病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

医療法施行規則第六条の六

法第十八条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

医療法施行規則第七条

病院又は診療所の開設者が、法第十八条ただし書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該病院又は診療所の診療科名
- 二 病院であるときは、病床数
- 三 専属の薬剤師を置かない理由

医療法、医療法(費)解

厚生省健康政策局総務課 編

注 医療法第18条は、平成23年に改正されています。本資料は、改正前の条文を掲載しています。

場所が事実場合に限り(第六二号)。
ない。
は第七十五

(専属薬剤師)

第十八条 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(省令への委任)

第十七条 前四条に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びよく婦の収容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

(註) 「省令」規則十・十三〜十五・二十四〜二十九・三十の十三〜三十の二十五

【解】 一、この条文は、病院等の管理者の遵守すべき具体的事項についての省令委任の根拠規定である。

二、省令の内容は、医療法施行規則第十条、第十三条から第十五条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十条の十三から第三十条の二十五までに規定している。

【解】 一、この条文は、病院又は常時医師が三人以上勤務する診療所について専属薬剤師を必置とした規定である。これらの病院等では、その取り扱う患者数も比較的多数であり、したがって投薬の機会も多いので、薬剤に関して専門的知識をもっている薬剤師を専属に置いて、これに薬剤の保管及び調剤をさせようとするものである。

二、病院等の診療科目によつては、投薬の機会が比較的少なく、又調剤の内容がきわめて単純なものも多いことから、例外として、都道府県知事の許可を受けた場合に専属の薬剤師を置かなくてよいとしている。

例えば、耳鼻いんこう科、眼科、又は整形外科等の単科の病院等がこれに該当する場合があると考えられる。

三、この許可を与えるに当たっては、当該病院等における調剤数(新設の病院等の場合の調剤数は推定数による)やその標榜する診療科名等を考慮し、総合的に判断することが必要である(昭和二四、九、二、医収第九六二号)。

刑に処せられる。

四、許可を受けた病院等にあつても、必要に応じ非専属の薬剤師を勤務させることが望ましい(昭和二九、四、五、医収第一三二二号)。

五、許可申請の手續きについては、医療法施行規則第七条に規定されている。

六、本条違反は、本法第七十四条第一号により、罰金刑に処せられる。

(清潔保持)

第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならぬ。

【解】 この条文は、病院等の清潔保持、構造設備等に関する訓示的規定であり、当然のことを規定したものである。したがって、これに対する罰則の規定はない。

(嘱託医師)

第十九条 助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かなければならない。

【解】 一、この条文は、助産所の開設者に、必ず一定の医師と契約の上これを嘱託医師とするよう要求し、異常産の処理に万全を期そうとした規定である。

二、出張のみによつてその業務に従事する助産婦は、本法第八条、第九条及び第七十一条の規定を適用する場合にのみ、その住所を助産所とみなすのであるから、本条により嘱託医師を定めておく必要はない。

三、嘱託医師の業務範囲は、異常産の処理に限定されるものではなく、妊産婦の診察、新生児の保健指導を行わせることはむしろ望ましい(昭和二五、四、一、医収第二一〇号)。

四、本条違反は、本法第七十四条第一号により、罰金

(病院の法定人員及び施設等)

第二十一条 病院は、省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。ただし、政令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

一 省令をもつて定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者

二 各科専門の診察室

三 手術室

四 処置室